

大規模行為景観形成基準に基づく配慮事項（鉱物の掘採又は土石等の採取）

	事 項	景 観 形 成 基 準	配 慮 の 内 容
大規模行為に共通する事項	(1)基本的遵守事項	ア, 優れた景観の形成（地域の個人の尊重, 周辺との調和） イ, 市町村条例との整合 ウ, 住民協定等との整合 エ, 周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある場合の景観検証	
	(2)位 置	ア, 景勝地等及びその周辺地域における, 行為地の選定に当たっての配慮 イ, 優れた景観資源に近接する場合の保全に対する配慮 ウ, 主要幹線道路等からの後退 エ, 行為地が山稜の近傍にある場合, 稜線を乱さないための配慮	
	(3)敷地の緑化	ア, 敷地内の緑化 イ, 既存樹木の修景への活用 ウ, 周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木による境界囲い	
	(4)その他	ア, 敷地内の施設間及び周辺との調和 イ, 屋外駐車場の出入口の限定と遮蔽 ウ, 屋外照明の光量 エ, 行為期間中の修景 オ, その他	
鉱物の掘採又は土石等の採取	(1)遮へい	ア, 出入口の限定と道路等の公共用地から見えにくい位置	
	(2)その他	ア, 法面, 擁壁に対する配慮 (7) できる限り緩やかな勾配 (4) 周辺の景観と調和した形態及び材料 (6) 自然植生と調和した緑化等による修景 イ, 跡地利用計画を考慮した行為の実施, 行為終了後の速やかな計画の実施 ウ, 行為終了後の緑化等による速やかな修景	